これからの家畜排せつ物の処理・利用の推進について

農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課長 宮本 一良



さる7月、農林水産省では、環境省など関連する5省連名で「バイオマス・ニッポン総合戦略骨子」を発表しました。これは、地球温暖化を防止するとともに、廃棄物の発生を抑制し限られた資源を有効活用する循環型社会を形成するため、農村部に豊富に存在する家畜排せつ物や稲ワラなどのバイオマスの有効利用を図ろうとするものです。天然資源の乏しい我が国にあって、廃棄物の発生を抑制しつつ再利用を図ることは極めて重要です。

この「バイオマス・ニッポン総合戦略」は、平成15年度予算要求案の決定と併せて年内には具体的な計画が明らかにされることになっています。

さて、最大のバイオマス資源である家畜排せつ物に関する当面の重要課題は、「野積み・素堀り」という不適切な処理の解消です。このため、平成11年に「家畜排せつ物法」が施行され、平成16年11月からはこの法律による規制が始まることから、地域ごとの条件に対応して、家畜排せつ物等の有機性資源の利活用に必要な施設の整備等を進めているところであります。都道府県が策定した5年間の施設整備計画では、全国で約3万戸ほどの「野積み・素堀り」農家(簡易対応が可能な農家を除く。(以下同じ))において、必要な処理施設を計画的に整備することとなっています。これまでの整備状況をみると、既に12年度・13年度の2カ年間で両年度の整備計画目標、約1万1千戸のうち1万戸と約90%が整備済みであり、ほぼ計画どおりの整備が進められております。15年度以降においても、引き続き計画に従った確実な施設整備を進めることが必要です。

農林水産省としては、平成16年10月末までに必要な施設を整備するため、補助付きリース事業をはじめ、非公共、公共の各種補助事業、融資制度、税制、さらには都道府県が地域の実情に即した対応ができるよう特別交付税措置を講ずるなど、各種支援措置を用意し、計画的な整備の推進を図っているところです。

施設整備に際しては、畜産農家や地域の実情に応じた施設水準が確保されるとともに、当然のことながら、当該施設の適切な管理が不可欠であります。一部で助成を受けて整備した事例について、施設の内容が不十分であったり、不適切な管理例が報告されておりますが、極めて残念であります。先般の会計検査院の報告においても相当の件数の畜産環境施設が不当事例とし指摘・公表されているところであり、今後消費者・納税者の視点に立った整備推進の立場からも、極めて憂慮される事態となっております。関係機関、関係団体、畜産農家当事者それぞれの立場で十分な注意をお願いする次第です。

一方、施設整備後における家畜排せつ物の有効利用を図る観点から、耕畜連携による取り組みの推進も肝要であります。今後の新たな取り組みとして、家畜排せつ物を堆肥や液肥として農地に還元する以外に、メタン発酵や燃焼熱利用、炭化などのエネルギー利用が期待されています。

いずれにしても、畜産農家が地域社会において、受け入れられるかどうかのカギをにぎるものの大きな要素の一つに畜産環境対策があることを畜産農家自身をはじめ関係指導機関において十分な認識を確認いただきたいと考えております。

最後になりましたが、(財)畜産環境整備機構は、施設整備にかかるリース事業、処理技術の研究開発のための企業、大学、都道府県研究機関に対する助成など、重要な活動に取り組んでこられたところであり、今後とも畜産環境問題の中心的団体として、その役割を十分に発揮していただくようお願いする次第です。